

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 4 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601210号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700005号

第1 結論

請求者のA社における平成18年7月7日の標準賞与額を45万1,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月7日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月7日

請求期間について、ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間の賞与の記録がないことを知った。賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが分かる明細書を提出するので、調査の上、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「H18夏賞与明細書」及び請求者から提出された「給与明細書(H18夏賞与)」により、請求者は、平成18年7月7日に45万1,240円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(45万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年7月7日の請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成18年7月7日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601111号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700006号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成18年8月11日は29万2,000円、同年12月25日は45万円、平成19年8月13日は62万円、同年12月6日は63万4,000円、平成20年12月24日は17万5,000円、平成21年12月29日は9万5,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月11日、同年12月25日、平成19年8月13日、同年12月6日、平成20年12月24日及び平成21年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月11日、同年12月25日、平成19年8月13日、同年12月6日、平成20年12月24日及び平成21年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月11日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年8月13日
④ 平成19年12月6日
⑤ 平成20年12月24日
⑥ 平成21年12月29日

A社で勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までの標準賞与額の記録がない。請求期間①から⑥までの預金通帳の写しにより賞与が支払われていることが確認できるので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し並びに同僚から提出された請求者の請求期間に係る「給与支給明細書(平成18年8月分賞与)」、「給与支給明細書(平成18年12月分賞与)」、「給与支給明細書(平成19年8月分賞与)」、「給与支給明細書(平成19年12月分賞与)」、「給与

支給明細書（平成 20 年 12 月分賞与）、「給与支給明細書（平成 21 年 12 月分賞与）」及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、A社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間①、④、⑤及び⑥については、上記同僚の給与支給明細書（賞与）により当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが推認できる。

さらに、請求期間②及び③については、上記同僚の給与支給明細書（賞与）により当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑥において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、上記請求者から提出された預金通帳の写し並びに同僚から提出された給与支給明細書（賞与）及び預金通帳の写しにより、推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 29 万 2,000 円、請求期間②は 45 万円、請求期間③は 62 万円、請求期間④は 63 万 4,000 円、請求期間⑤は 17 万 5,000 円、請求期間⑥は 9 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。